

## [事案 25-143] 契約無効・既払込保険料返還等請求

・平成 26 年 6 月 25 日 裁定終了・打ち切り

### <事案の概要>

契約時の説明が不十分であることを理由に契約①を無効とし、申込書類が偽造されていることを理由に契約②～⑨の既払込保険料の返還と、慰謝料の支払いを求めて申立てのあったもの。

### <申立人の主張>

以下の理由により、保険会社に以下の対応をしてほしい。

- (1)平成 16 年 4 月に契約した終身保険（契約①）については、「4 つある保険をひとつにまとめてあげる。いいようにするから」と言われ、契約内容等の説明は一切なく、不必要な契約に加入させられたものであり、契約無効として既払込保険料の返還。（主張①）
- (2)昭和 44 年 7 月～平成 3 年 2 月に契約した保険等（契約②～⑨）については、何年にもわたって申込書類を会社ぐるみで偽造され、保険料を不正に搾取されていたので、既払込保険料（満期金を控除した金額）の返還（主張②）、および、発覚後の不誠実な対応等により精神的被害等を受けたので慰謝料の支払い。（主張③）

### <保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)契約①について、当初、退職金を使って、一時払終身保険へ更改することを提案したが、一時払は無理だが 10 年払いなら支払うことができると、納得して契約している。また、妹夫婦も同席して内容を説明している。
- (2)契約②～⑨について、各申込書の署名は申立人のものと思われる。また、既に満期または解約されているが、解約返戻金または満期保険金等は、申立人に支払済みである。
- (3)契約書偽造、保険金搾取等の事実はなく、申立人に精神的、財産的損害による慰謝料請求は、事実誤認による一方的な主張である。

### <裁定の概要>

裁定審査会では、当事者から提出された申立書、答弁書等の書面および申立人、募集人の事情聴取の内容にもとづき審理を行った。審理の結果、以下のとおり、主張①については指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 37 条 1 項にもとづき、裁定書にその理由を明記し、主張②・③については裁定手続を終了し、第 32 条 1 項 3 号にもとづき、裁定打ち切り通知にその理由を明記し、裁定手続を打ち切ることとした。

#### 1. 主張①について

- (1)申立人の主張は、善解すれば、募集人の説明が不十分で、保険契約の内容に要素の錯誤があったことを理由に、契約無効を主張するものと判断する（ただし、具体的な錯誤の内容は不明）。
- (2)契約①における、申込書、重要事項説明完了確認書等の署名は申立人のもので、印影は申立人が保管する印鑑のものであることを申立人は認めている。
- (3)以上の事実を総合斟酌し、申立人が契約締結直前まで高等学校の教諭であり、理解力や判断力を十分に備えていたと推認されることを踏まえると、契約①の内容について申立人が錯誤に陥っていたと認めることはできず、仮に要素の錯誤に陥っていたとしても、錯誤に陥ったことについて申立人は重大な過失があったといわざるを得ないので、申立人から契

約無効を主張することはできない。

2. 主張②について

契約②～⑨の契約日は、約23年前～約45年前となるが、このように著しく長い年数が経過している契約当時の状況の適正な認定は、裁判所における厳格な証拠調べ（宣誓の上、虚偽の供述に対しては、本人には過料の制裁が、証人には偽証罪の適用があり、相手方当事者による反対尋問権が保障されている手続）によることが適切と考えられるが、裁判外紛争解決機関である当審査会にはそのような厳格な証拠調べの制度はなく、上記事実認定を行うことは著しく困難もしくは不可能である。

3. 主張③について

慰謝料支払を求める理由は、保険会社が申込書偽造を重ねていたことで精神的苦痛を被ったというものであるので、契約②～⑨の契約当時の状況認定が前提となるが、上記2. のとおり、当審査会では著しく困難もしくは不可能である。